

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本酸素ホールディングス株式会社			コード	4091		
提出日	2025/5/23		異動（予定）日	2025/6/18			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	明石健太郎	社外監査役	○							△			△				訂正・変更	有
2	一矢耕平	社外監査役																
3	柴田利喜	社外監査役	○							△							新任	有
4	原美里	社外取締役	○													○		有
5	長澤克己	社外取締役	○										△					有
6	宮武雅子	社外取締役	○												○			有
7	中島秀夫	社外取締役	○												○			有
8	山地勝仁	社外取締役	○										△				訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	明石健太郎氏は、当社グループの主要な借入先である株式会社みずほ銀行の出身であり、同行の業務執行者でありましたが、2014年4月に退任しております。なお、当社グループは2025年3月期末の実績として、同行に対して280,756百万円の借入残高があります。また、同氏は当社グループの取引先であるみずほ証券株式会社の業務執行者でありましたが、2017年5月に退任しております。	金融機関における長年の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外取締役・監査役の独立性の判断基準」のいずれも満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれがない者として、独立役員に指定しております。
2		
3	柴田利喜氏は、当社グループの主要な借入先である株式会社みずほ銀行の出身であり、同行の業務執行者でありましたが、2019年5月に退任しております。なお、当社グループは2025年3月期末の実績として、同行に対して280,756百万円の借入残高があります。	金融機関における長年の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外取締役・監査役の独立性の判断基準」のいずれも満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれがない者として、独立役員に指定しております。
4		不動産管理会社における長年の取締役としての経験を有し、現在、税理士法人の代表や他の上場会社の社外取締役としてご活躍されていることから、社外取締役として適任であると判断しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外取締役・監査役の独立性の判断基準」のいずれも満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれがない者として、独立役員に指定しております。
5	長澤克己氏は、当社グループの取引先である株式会社日立製作所の出身であり、同社の業務執行者でありましたが、2019年3月に退任しております。	株式会社日立製作所において長年原子力事業に従事し、その後同社の執行役および同社グループ会社の取締役会長等の要職を歴任されたことから、社外取締役として適任であると判断しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外取締役・監査役の独立性の判断基準」のいずれも満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれがない者として、独立役員に指定しております。
6		長年にわたり、国際的な弁護士として豊富な経験を重ね、現在も国際取引、金融、コーポレートガバナンス、訴訟・仲裁・調停分野においてご活躍されるとともに、他の上場会社の社外取締役を務めた経験も有することから、社外取締役として適任であると判断しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外取締役・監査役の独立性の判断基準」のいずれも満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれがない者として、独立役員に指定しております。

7		財務省および公正取引委員会において要職を歴任し、現在もグローバルにサービスを提供している法律事務所のスペシャルアドバイザーとしてご活躍されていることから、社外取締役として適任であると判断しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外取締役・監査役の独立性の判断基準」のいずれも満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれがない者として、独立役員に指定しております。
8	山地勝仁氏は、当社グループの取引先であるヤマハ発動機株式会社の出身であり、同社の業務執行者でありましたが、2022年3月に退任しております。また、同社の顧問を務めておりましたが、2025年3月に退任しております。	ヤマハ発動機株式会社において長年にわたり技術開発や生産・調達分野の業務を経験され、その後同社の取締役として経営に携わってこられたことから、社外取締役として適任であると判断しております。また、東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外取締役・監査役の独立性の判断基準」のいずれも満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれがない者として、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

※「社外取締役・監査役の独立性の判断基準」は、以下当社ウェブサイトに掲載しています。
https://www.nipponsanso-hd.co.jp/Portals/0/images/company/governance/nippon-sanso-holdings-corporate-governance-Independence-Standards-for-Outside-Directors-and-Outside%20Audit-Supervisory-Board-Member_jp.pdf

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。